

2016年6月10日

社員 各位

フジアルテ株式会社

管理本部 人事総務部

### 「女性活躍推進法」施行について

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、平成28年4月1日から、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられました。当社でも女性の活躍を推進するため行動計画を策定いたしましたので社員の皆様につきましては周知徹底ならびに取組みにご協力をお願い致します。

記

#### 【目的】

女性社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りつつ女性が継続的に活躍出来る雇用環境の整備を行う。

◆ 計画期間:平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日

◆ 当社の課題

課題1: 管理職を目指す女性が少ない。

課題2: キャリアビジョンを明確に描いている女性社員が少ない。

◆ 目標

主任クラス以上（ステージ2以上）の女性社員比率を現状の30%から40%へ向上。

◆ 取り組み内容と実施時期

取組1: 昇格推薦時に女性社員に対して積極的応募を促す。

取組2: これまで女性社員を含むキャリアビジョンを明確にする教育を実施してこなかったことから、今後、キャリアデザイン研修を実施していく。

取組3: 育児支援に関する諸制度を全社員に周知し、制度を利用しやすい継続就業できる環境を整備する。

詳細につきましては別途行動計画を送らせて頂きますので、各拠点内の皆様が見える場所に掲示をお願い致します。

以上